

平成 28 年（ネ）第 2704 号 放送受信料請求控訴事件

控訴人 宮内正厳

被控訴人 日本放送協会

準備書面 2

平成 29 年 2 月 13 日

大阪高等裁判所第 2 民事部 6 係 御中

控訴人訴訟代理人弁護士 阪 口 徳 雄

同 佐 藤 真 理

同 白 井 啓 太 郎

同 安 藤 昌 司

同 辰 巳 創 史

同 星 雄 介

被控訴人準備書面（2）の 1 について

「原判決は、2 回の口頭弁論で結審するなど、著しく不当な訴訟指揮のもと、控訴人に十分な主張の機会を与えずになされたものである」ことは、

忌避申立書， 2016年7月4日付けの弁論再開申立書に詳述したとおりである。

審理不尽の違法があることは明らかであるが，準備書面1に記載の通り，控訴人は，本件と共通する争点での新しい裁判（放送法遵守義務確認請求事件）を奈良地裁に提起し，同裁判所で係属中である（奈良地裁平成28年（ワ）第380号）ことから，本格的な主張立証は新訴で展開することとし，原判決主文通り，4万8378円を被控訴人指定口座に全額振り込んで支払ったのである。

その余の求釈明には，応答する必要を認めない。

以上